

# 土砂埋立行為を行おうとする みなさまへお知らせ

平成30年4月1日から  
土砂埋立行為の申請手続きが変わりました！

- ◆東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例
- ◆東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例の改正により、

2,000 m<sup>3</sup>以上の土砂埋立行為を行う場合は、広島県土砂の適正処理に関する条例の許可又は林地開発の許可に加え、東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例の許可も必要となります。

## 500 m<sup>3</sup>以上 2,000 m<sup>3</sup>未満の土砂埋立行為

東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例の許可

## 2,000 m<sup>3</sup>以上の土砂埋立行為

広島県土砂の適正処理に関する条例の許可

又は

林地開発の許可（地域森林計画対象民有林1 ha 以上）

+

東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例の許可

## 条例改正の概要

### (1) 東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例

#### 【2,000 m<sup>3</sup>以上の土砂埋立行為】

改正前は、広島県土砂の適正処理に関する条例（以下「県条例」という。）と東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例（以下「市小規模埋立条例」という。）に定める土砂埋立行為の許可要件に、事前協議、事前周知、事業者等の資格、保証人の設定、保証金の預託、許可の期間等を追加し、その他名義貸しの禁止、土砂埋立区域の改善命令、土地所有者に対する施工状況の確認の義務等の上乗せを行う内容でしたが、改正後は、単独条例での許可制とし、許可を受けずに土砂埋立行為を行った場合の罰則を新たに設けています。

なお、土砂埋立区域内に1ha以上の地域森林計画対象民有林を含む場合、森林法第10条の2に基づく開発行為（以下「林地開発」という。）の許可が必要になります。この林地開発の許可を受けた場合、県条例第16条第7号に基づき、あらかじめ市長に届け出たものについては、県条例の許可不要となりますが、この条例の許可は必要となりますのでご注意ください。

よって、2,000 m<sup>3</sup>以上の土砂埋立行為を行う場合、県条例の許可又は林地開発の許可に加え、この条例の許可も必要となります。具体的な手続きの流れは、次ページ以降のフロー図で確認してください。

### (2) 東広島市小規模土砂埋立行為に関する条例

#### 【500 m<sup>3</sup>以上 2,000 m<sup>3</sup>未満の土砂埋立行為】

東広島市土砂埋立行為の適正な実施の確保に関する条例（以下「市適正実施確保条例」という。）の上乗せ規制に関する事項を追加し、同条例の適用対象外としました。

※ 許可までの手続きの流れは、改正前と大きな変更はありません。

#### 平成30年3月31日以前に許可を取得し土砂埋立行為を行っている方へ

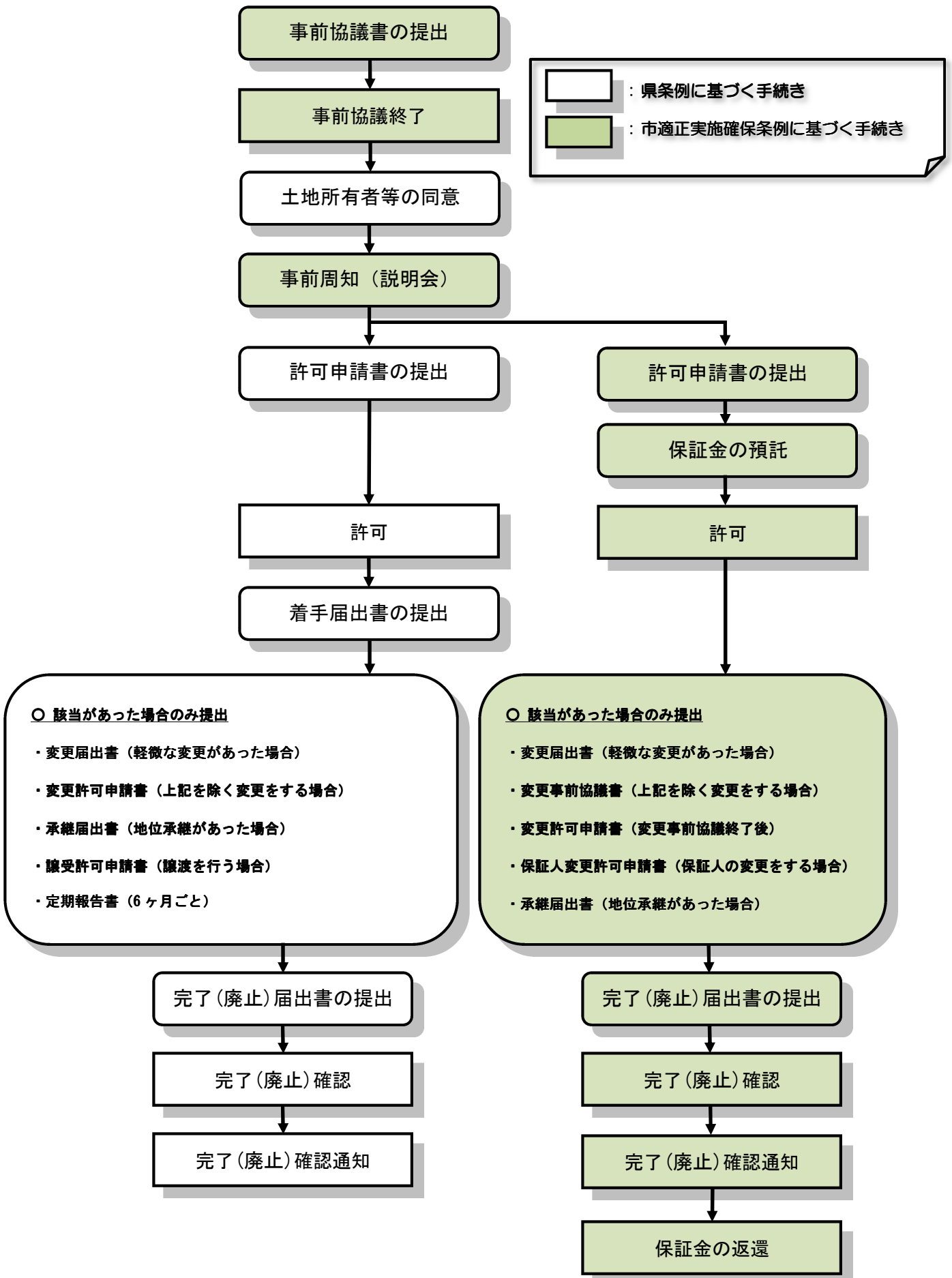
既に県条例や市小規模埋立条例の許可を受けている土砂埋立行為については、改正前の市適正実施確保条例が適用されますので、同条例の許可を取り直していただく必要はありません。

#### ■ 条例に関する問い合わせ窓口

建設部 建設管理課 道路企画係（本館6階）  
電話番号 082-420-0961（直通）



参考1 手続きフロー（広島県土砂の適正処理に関する条例の許可対象）



参考2 手続きフロー（林地開発の許可対象）

